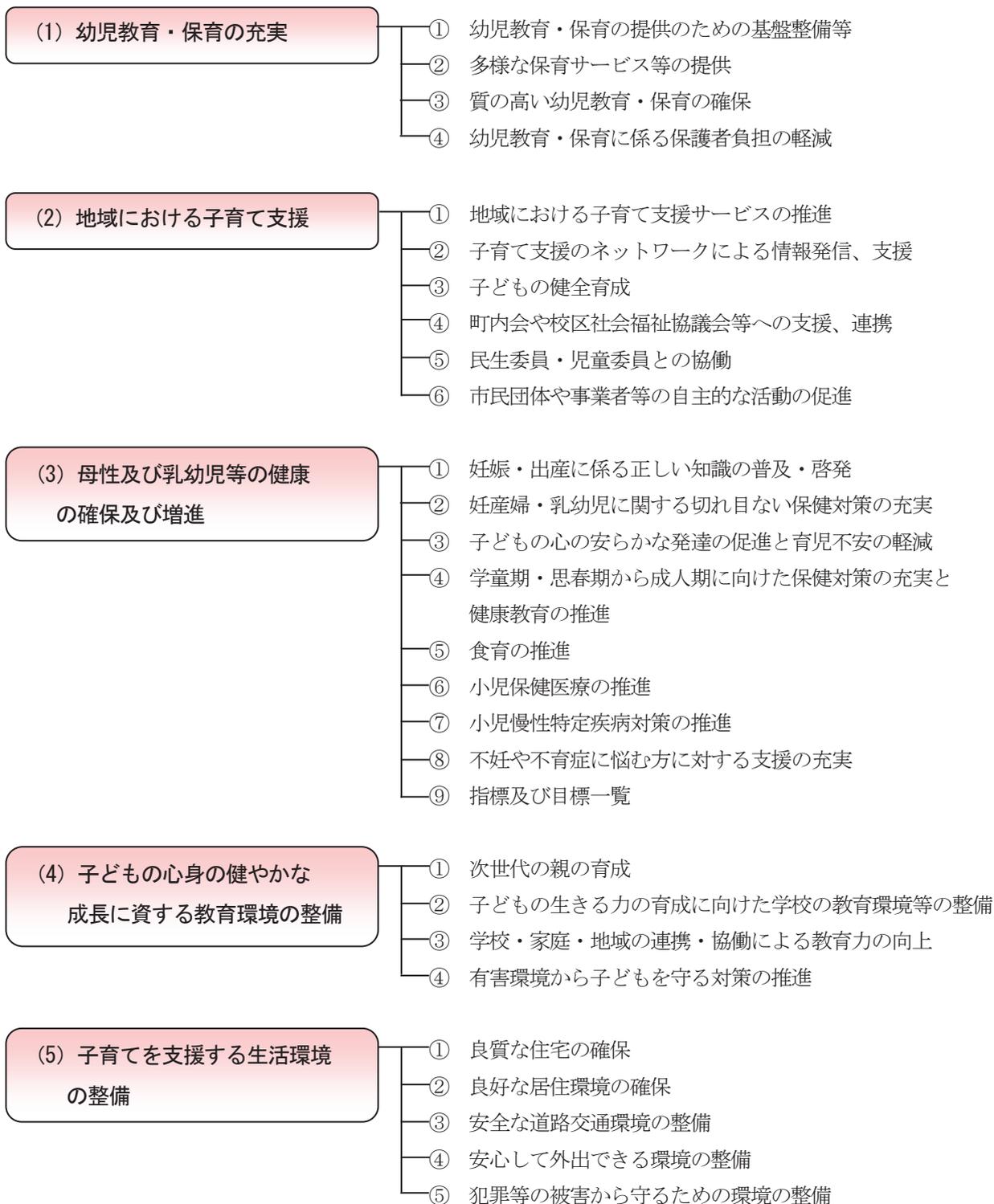


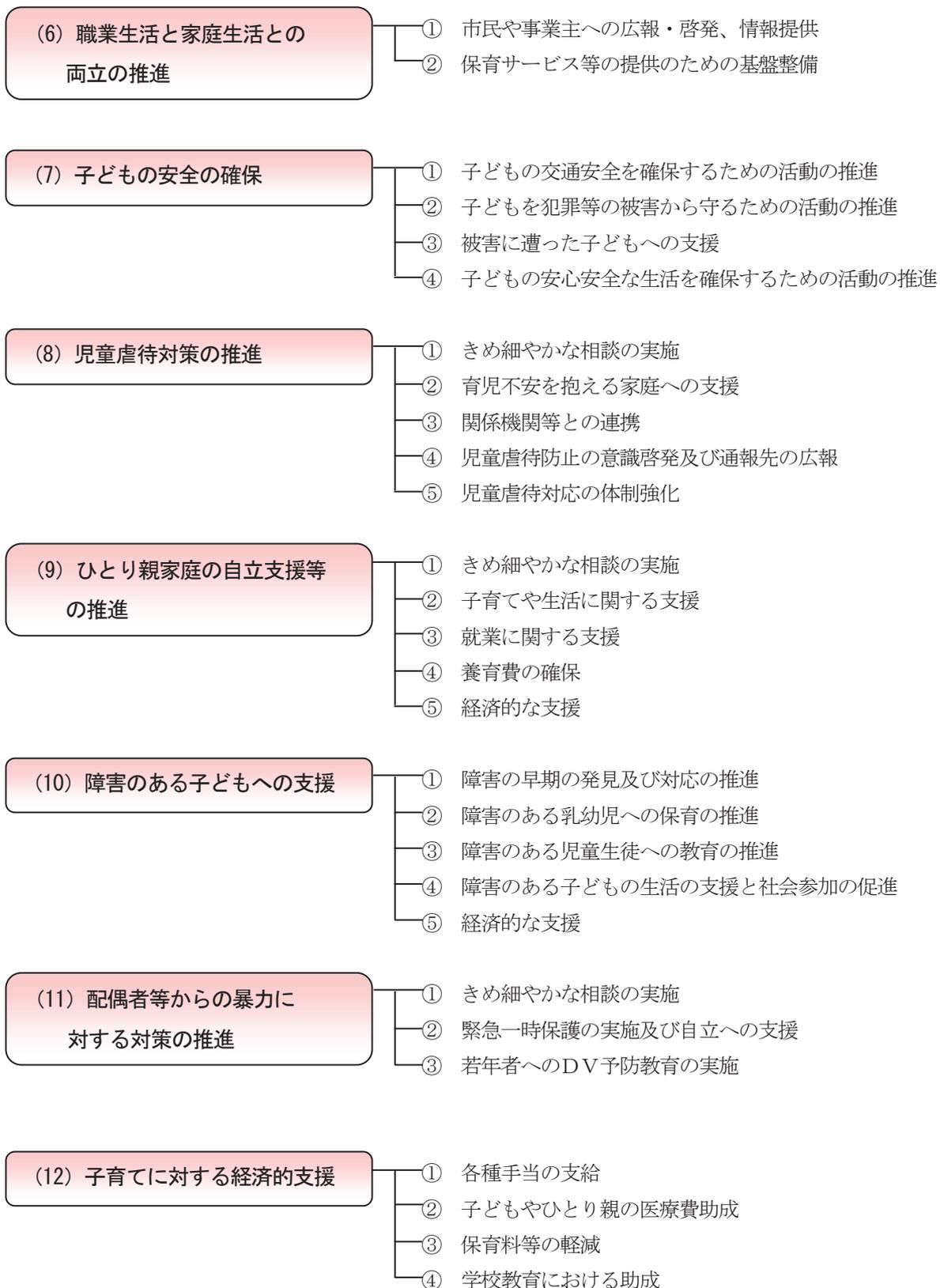
第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 施策の体系





2 施策の概要

(1) 幼児教育・保育の充実

◆現状と課題◆

- ・夫婦共働き家庭の増加など、若い世代や子育て家庭等を取り巻く環境は大きく変化を続けております。
- ・子育て家庭の様々なニーズを踏まえた対策を講じるとともに、保育所等における待機児童解消に向けた取り組みを実施する必要があります。

◆施策の方向◆

保育所等における一時預かりや延長保育、小児医療機関等における病児・病後児保育等多様な保育サービスを提供することで、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応します。また、保育士・保育所支援センターを運営するとともに、関係機関と連携した意見交換会等の実施を通じ、保育士等を確保し、保育需要の増加に対応します。

◆具体的取組◆

① 幼児教育・保育の提供のための基盤整備等

待機児童を解消するため、認可保育所等の整備を行い、保育士等確保対策として、保育士・保育所支援センターの運営や関係機関との連携を図ります。

また、児童が安全に保育を受けられる環境の整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
保育所等の整備	待機児童を解消するため、定員増等により認可保育所等の整備を行う。また、入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に定める提供量の維持を目的に、保育所等の耐震化整備及び老朽施設の改築整備を行う。
保育士・保育所支援センターの運営	潜在保育士の再就職支援等を行う保育士・保育所支援センターを設置し、保育士等確保対策の充実を図る。
安全な保育環境充実事業	保育所、認定こども園及び認可外保育施設等において、児童が安全に保育を受ける環境を整備する。

【その他事業】

事業名	
・関係機関と連携した保育士確保事業	・施設型給付費（保育士等の処遇改善）

② 多様な保育サービス等の提供

保育所、幼稚園等における一時預かりや延長保育、小児医療機関等における病児・病後児保育等を実施することで多様な保育サービスを推進します。

また、保育コーディネーターを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じることで保育サービスの情報提供を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かる保育所等や、在籍園児を通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対して、経費の補助を行う。
延長保育事業	保育認定を受けた児童について、認定時間以外に保育を実施した保育所等に対し補助を行う。
病児・病後児保育事業	保育所に入所中の児童等が、病気の回復期等にあるため集団保育ができず、かつ、やむを得ない理由のために家庭で育児ができない場合に、一時的に施設でその児童の保育を行い、保護者の子育てと就労等との両立を支援する。
保育コーディネーター配置事業（利用者支援事業特定型分）	保育を必要としている世帯の相談に応じ、各世帯のニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを結びつけ、よりきめ細かな対応を行う保育コーディネーターを配置する。

【その他事業】

事業名	
・施設型給付費（休日保育加算）	・認可外保育施設助成事業
・私立幼稚園障害児教育補助事業	

③ 質の高い幼児教育・保育の確保

保育園協会、私立幼稚園協会への研修費、運営費等の補助を実施するとともに、私立保育所、私立幼稚園等に対しても助成を行うなど、質の高い保育内容の確保に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
私立保育所等補助事業	私立保育所等の円滑な運営を図り、質の高い保育内容を確保するため、補助金を交付する。
私立幼稚園等の運営に係る助成事業	私立幼稚園等の円滑な運営を図り、適正な就学前の教育及び保育を推進するため、補助金を交付する。
市立保育所の運営	市立保育所の運営及び施設の維持管理により、保育を必要とする児童の福祉の増進を図る。
市立幼稚園の運営	市立幼稚園の運営及び施設の維持管理を行う。

【その他事業】

事業名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園協会への助成 ・ 私立幼稚園協会への助成 ・ 私立幼稚園施設・設備整備等助成事業

④ 幼児教育・保育に係る保護者負担の軽減

保育所等を利用する家庭に対し、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するとともに、その対象とならない世帯に対しても保育料を軽減することで、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化	子育てを行う世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の保育施設を利用する児童（3歳から5歳までの子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども）の保育料を無償化する。
保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化の対象とならない家庭に対し、世帯の状況や所得に応じて保育料を軽減し、子育て世帯に対する経済的な負担軽減を図る。

【その他事業】

事業名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援利用者負担軽減事業

(2) 地域における子育て支援

◆現状と課題◆

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- ・夫婦共働き家庭の増加等により、多様化する子育て世代のさまざまなニーズを踏まえた対策が必要となっています。
- ・子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、すべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村は地域の実情に応じて、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。
- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう子どもの貧困対策に努める必要があります。

◆施策の方向◆

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、子育てに関する相談や情報提供を充実させるとともに、放課後等における子どもの健全育成など、地域における様々な子育て支援サービスを推進します。また、町内会や子育てサークルをはじめとする市民団体の活動の支援など、地域社会における子育て支援のための施策を実施します。

◆具体的取組◆

① 地域における子育て支援サービスの推進

すべての子育て家庭を支援するため、地域での様々な子育て支援サービスの推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
延長保育事業〔再掲〕	保育認定を受けた児童について、認定時間以外に保育を実施した保育所等に対し補助を行う。
放課後児童健全育成事業	労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。

子育て短期支援事業	<p>○短期入所生活援助（ショートステイ）事業 児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の事由により養育を行うことが一時的に困難となった児童及び夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子の実施設における一定期間の養育及び保護を行う。</p> <p>○夜間養護等（トワイライト）事業 児童を養育している家庭の保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。</p>
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
育児支援家庭訪問事業	子育てに対して、不安やストレスを抱えている家庭に助産師が訪問し、育児相談などに対する専門的な支援や簡易な家事等の援助を行う。
すこやか子育て交流館管理運営等事業、親子つどいの広場運営事業、児童センター運営事業、地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
一時預かり事業〔再掲〕	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かる保育所等や、在籍園児を通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対して、経費の補助を行う。
病児・病後児保育事業〔再掲〕	保育所に入所中の児童等が、病気の回復期等にあるため集団保育ができず、かつ、やむを得ない理由のために家庭で育児ができない場合に、一時的に施設でその児童の保育を行い、保護者の子育てと就労等との両立を支援する。
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を推進することで、子育てに関する負担の軽減等を図る。
妊婦健康診査・健康相談事業	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施する。
利用者支援に関する事業（利用者支援事業基本型分）	子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や子育て支援事業等の利用に結び付ける支援を行うとともに、子育て応援ポータルサイト等を活用し、積極的な情報提供を図る。

保育コーディネーター配置事業（利用者支援事業特定型分）〔再掲〕	保育を必要としている世帯の相談に応じ、各世帯のニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを結びつけ、よりきめ細かな対応を行う保育コーディネーターを配置する。
利用者支援に関する事業（利用者支援事業母子保健型分）	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健に関する相談に対応する。

② 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援

子育て支援のネットワークづくりをさらに進めるとともに、すこやか子育て交流館を拠点として、地域の子育て支援サービスや子育て支援団体等の情報の集積、市民への発信や子育て支援団体等の活動支援などを行い、子育て家庭の不安感、孤立感の解消を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
すこやか子育て交流館管理運営等事業〔再掲〕	子育て中の親の不安感や負担感を軽減するとともに、子どもと子育て家庭や団体等の活動を応援する総合的な子育て支援の拠点施設として、すこやか子育て交流館を運営する。また、親子が気軽につどい、交流する場を提供するとともに、子育て相談や子どもの一時預かり、子育て情報の提供や子育て支援のネットワークづくりを進める。
親子つどいの広場運営事業〔再掲〕	子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図るため、「親子つどいの広場（なかまっち・たにっこりん・なかよしの・いしきらら）」を運営する。
子育て支援ネットワーク推進事業	すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを強化し、多様な情報発信と、さまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。

【その他事業】

事業名	
・地域子育て支援センター事業〔再掲〕	・育児支援事業（自主グループ育成と支援）
・子育てサークル支援事業	・ふれあい子育てサロン事業への協力
・にこにこ子育て応援隊支援事業	・利用者支援事業（特定・基本・母子保健型）〔再掲〕

③ 子どもの健全育成

核家族化の進展や、共働き家庭の増加と働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化している中、国の「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえ、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進することで子どもの健全育成を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業 [再掲]	労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。
新・郷中教育推進事業 (放課後子ども教室)	放課後等に小学校の教室等を利用して、子どもたちが安全・安心に過ごす中で、地域の参画を得ながら、異年齢集団の良さを生かした学習や体験・交流活動等の取組を実施することにより、次代を担う人材育成を推進する。
子どもの未来応援事業	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進する。
子ども学習サポート事業	家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない子どもへの学習支援を行う。

【その他事業】

事業名
・子ども会育成事業



【新・放課後子ども総合プランに基づく取組の推進】

- (1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
※量の見込み及び目標整備量については第5章 P144 ～ P152 参照
- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量
令和5年度までに61校区（118箇所）実施することを目指します。
- (3) 放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画
市内全小学校区で実施し、学習や体験・交流活動のさらなる充実に努めます。
- (4) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に関する方策等
「新・郷中教育推進委員会」等の場で、活動の充実や周知方法等について定期的に協議を行うほか、児童クラブと放課後子ども教室が連携を図ることにより、児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加しやすい環境づくりにさらに努めます。また「鹿児島市における余裕教室等を活用した児童クラブの整備及び運用に係る基本方針」に基づき、学校施設の活用を最大限図ります。
- (5) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させるための方策等
児童の支援に必要な知識や技能を習得するための研修の充実を図るとともに、放課後児童支援員等が相互に情報の交換・共有を図るほか、学校や地域住民、保護者とのさらなる連携に努めます。また、定期的なクラブ便りの発行や運営内容の自己評価結果の公表、地域と連携した行事の実施等に取り組むなど、情報発信に努めます。なお、開所時間の延長については、児童クラブの運営体制等の課題があることから、引き続き検討を行います。
- (6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
障害のある児童等、特別な配慮を必要とする児童が放課後等に安心して過ごすことができるよう、受入体制の充実や、研修の実施による知識や技能のさらなる向上のほか、学校や家庭、障害児通所支援事業所など関係機関等との連携を図ります。

④ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

町内会や校区社会福祉協議会、地域コミュニティ協議会、あいご会、老人クラブなどの活動を支援するとともに、地域福祉ネットワークを推進するなど、地域の活動団体との連携を図り、地域における見守り活動や子育て支援の推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
みんなの町内会応援事業	地域住民の親睦、相互扶助、福祉など、住みよい地域社会づくりに大きな役割を果たしている町内会の活動活性化及び地域の連帯強化を促進する。
地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの推進	地域福祉支援員が、地域福祉活動への助言などの支援を行い、地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの推進に取り組むとともに、小地域ネットワーク活動の活性化や地域福祉活動団体の連携強化、情報共有化を図る。

【その他事業】

事業名	
・子ども会育成事業 [再掲]	・地域ふれあい交流助成事業
・ふれあい子育てサロン事業への協力 [再掲]	・市社会福祉協議会補助事業
	・コミュニティビジョン推進事業

⑤ 民生委員・児童委員との協働

民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

また、民生委員・児童委員のさらなる資質向上を目的として研修等を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
民生委員・児童委員活動促進事業	民生委員・児童委員及び地区民生委員児童委員協議会に対して、その活動・運営に必要な費用を交付する。
民生委員・児童委員研修会	援助を必要とする児童や妊産婦等への援助活動のほか、地域における児童の健全育成に努める等の役割を持つ民生委員・児童委員の資質向上と福祉に関する知識習得を目的とした研修等を行う。
要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。

⑥ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

子育てサークルの育成やにこにこ子育て応援隊、地域のボランティア等の活動支援など、ボランティアや市民団体、事業者等の自主的な子育て支援活動を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子育てサークル支援事業 [再掲]	地域において、児童の健全育成に関心のある子育てサークル等の活動に対し補助を行い、子育て等に関して地域レベルでの交流の活性化を図る。
にこにこ子育て応援隊支援事業 [再掲]	様々な分野・地域で子育てを応援する企業や店舗・市民活動団体などを隊員とする「にこにこ子育て応援隊」を結成し、それらの活動に関する情報発信を行う。
子育てサポーター養成事業	「子育てサポーター」として子育て支援員研修等修了者を登録し、市主催のイベントや講座、子育て支援施設、子育てサークル等に派遣するほか、現任研修を行い、スキルの向上を図る。
子どもの未来応援事業 [再掲]	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進する。

【その他事業】

事業名	
・市社会福祉協議会補助事業 [再掲]	・わくわく福祉交流フェア
・市民とつくる協働のまち事業	・ボランティアの育成に関する講座
・NPO基盤強化事業	

(3) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

◆現状と課題◆

- ・ 少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴い、親の育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、思春期の課題等への対策が求められている。
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、特に親の育児負担の解消などを図るために、相談体制を強化し、児童虐待の発生予防の観点を含め、関係機関と連携した妊娠期からの継続した支援体制の整備が必要である。
- ・ 思春期の性や生活習慣等については、次世代にも関わる重要な課題であり、保健対策の充実などを進めることが重要である。

◆施策の方向◆

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、低出生体重児の増加や10代の妊娠中絶、性感染症の問題等への対策として、市民や関係機関・団体が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めていきます。

また、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援が提供される母子保健対策の強化に努めます。

◆具体的取組◆

① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発

妊娠及び出産の経過に満足することが将来の良好な親子関係のスタートとなることから、妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発に努めます。

ア 妊婦健康診査の重要性の普及啓発

妊娠中の健康管理や異常の早期発見のため、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を勧奨します。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査・健康相談事業 [再掲]	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。
母親・父親になるための準備教室	妊婦やその家族に対し、必要な知識や情報を提供し、受講者同士の交流を図り、安心して出産・育児に臨めるようにする。

【その他事業】

事業名
・母性健康管理指導事項連絡カードの普及

イ 妊娠中の喫煙、飲酒等についての啓発

喫煙や飲酒をはじめ、感染症の予防、適切な食習慣と体重管理、休養、口腔衛生の保持など、流早産予防や産後の健康管理に係わる情報提供に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦とその家族への禁煙指導	母子健康手帳交付時に、妊産婦の健康管理などの指導を行うとともに保健師・助産師による喫煙防止の個別相談を行う。
妊婦健康診査・健康相談事業 [再掲]	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。

【その他事業】

事業名
・健康増進計画推進事業 ・母親・父親になるための準備教室 [再掲]

② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関係機関間の有機的な連携体制の強化により、切れ目ない支援の提供に努めます。

ア 母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及

母親や家族が自ら分娩方法を決めるために、母親の声や専門家の意見を踏まえ、適切な情報提供をするなど、母親の視点に立って満足できる妊娠・出産の普及に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
母親・父親になるための準備教室 [再掲]	妊婦やその家族に対し、必要な知識や情報を提供し、受講者同士の交流を図り、安心して出産・育児に臨めるようにする。
妊婦健康診査・健康相談事業 [再掲]	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。

イ 妊娠・出産・育児における切れ目ない支援

妊娠早期からの保健指導の実施とともに、妊娠・出産・育児にかかわる保健や福祉サービスを推進し、切れ目ない支援が受けられるよう関係機関の連携を強化します。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査・健康相談事業〔再掲〕	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。
産婦健康診査事業	出産後間もない母親の体と心の健康の保持増進を図るため、産後2週間と1か月の健康診査を実施し、産後の支援の充実を図る。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなぐため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。

【その他事業】

事業名	
・妊娠・出産包括支援事業	・育児支援事業
・未来を守るミルク支給事業	・母と子の健康教室事業
・乳児家庭全戸訪問事業〔再掲〕	

ウ 妊婦にやさしい環境づくり

女性の社会進出が進む中、妊娠・出産が安全で安心なものとなるような取組を行います。また、公共施設での取組の推進やマタニティマークの普及啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
マタニティマークの普及啓発	市電車内へのポスター掲示や、母子健康手帳交付時にマタニティマーク入り用品配布による普及・啓発活動を行う。
母性健康管理指導事項連絡カードの普及〔再掲〕	母性健康管理指導事項連絡カードの配布や、ポスターの掲示による普及・啓発活動を行う。

【その他事業】

事業名	
・受動喫煙防止対策事業	・パーキングパーミット制度の普及
・ヘルプカードの普及	・ファミリー・サポート・センターでの家事援助の実施

エ 妊産婦の心の支援

妊娠・出産・産後に生ずるストレスの軽減を図るため、妊娠中から産後にかけて相談や訪問指導等の活用を促すとともに、医療機関等と連携を図りながら、マタニティブルーや産後うつ病の早期発見など妊産婦の心のケアに努めます。

また、ハイリスク母子の訪問指導を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
産婦健康診査事業〔再掲〕	出産後間もない母親の体と心の健康の保持増進を図るため、産後2週間と1か月の健康診査を実施し、産後の支援の充実を図る。
乳児家庭全戸訪問事業〔再掲〕	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
妊娠・出産包括支援事業〔再掲〕	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を充実させるため、子育て世代包括支援センター5カ所に母子保健支援員を配置し、相談支援等を行うとともに、母子保健サポーター活動による地域との連携や、産後に育児不安などを持つ産婦に対して産後ケア事業等を実施し、保健指導を行う。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業〔再掲〕	・医療機関との連絡会の開催



③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

親子の愛着形成が図られ、子育てしやすい育児環境を確保するとともに、未熟児など配慮の必要な子どもへ優先的に支援を行い、育児不安によるストレスの軽減に努めます。

ア 父親と母親が育児を楽しめるための支援

親の育児不安、悩みを軽減するために、乳幼児の訪問指導・育児教室などの開催を通して子育て意識の啓発や育児情報の提供に努めるとともに、発達段階に応じた相談及び指導や心のケアの推進を図ります。

(ア) きめ細やかな相談と育児に関する情報提供の実施

育児不安等を軽減し、母親が心身ともに健康で育児ができるようにきめ細やかな相談や情報提供に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
母と子の健康教室事業 (育児教室) [再掲]	生後2～6か月までの乳児をもつ初めて育児をする母親とその家族を対象とした育児教室を開催し、家族の健康管理に重要な役割を果たす母親等に知識及び技術の普及を図る。
乳児家庭全戸訪問事業 [再掲]	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業 [再掲]	・産婦健康診査事業 [再掲]
・妊娠・出産包括支援事業 [再掲]	・育児支援家庭訪問事業 [再掲]
・子どもすこやか安心ねっと事業	・育児支援事業 (育児相談)

(イ) 仲間づくりの視点を取り入れた健康診査・教育の実施

親同士の仲間づくりのきっかけになる健康診査や母子保健教育に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
母と子の健康教室事業（育児教室）〔再掲〕	生後2～6か月までの乳児をもつ初めて育児をする母親とその家族を対象とした育児教室を開催し、家族の健康管理に重要な役割を果たす母親等に知識及び技術の普及を図る。
子どもすこやか安心ねつと事業〔再掲〕	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業〔再掲〕	・乳幼児健康診査事業〔再掲〕
・育児支援事業（育児相談）〔再掲〕	

(ウ) 父親が参加しやすい「健康教室」の実施

父親が進んで参加することができる健康教室等を開催します。

【主な事業】

事業名	事業概要
母親・父親になるための準備教室〔再掲〕	妊婦やその家族に対し、必要な知識や情報を提供し、受講者同士の交流を図り、安心して出産・育児に臨めるようにする。
育児支援事業（育児相談）〔再掲〕	保健センターや公民館等で定期的の実施し、母と子の健康や育児に関する相談、子どもの身体測定を行うほか、参加者同士の交流を図る。

イ 妊娠期からの児童虐待防止対策

健診等の未受診家庭（きょうだい児を含む）の状況を把握し、受診等に結びつけるとともに、保健・福祉サービスの情報提供に努めます。また、妊娠の届け出時面接や妊娠や産後の子育ての相談を受けた保健・福祉・医療機関等の情報等から、養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整えます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援	妊娠の届け出時面接や妊娠・出産・産後の子育ての相談を受けた保健・福祉・医療機関等の情報等から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整備する。
育児支援家庭訪問事業 [再掲]	子育てに対し、不安やストレスを抱えている家庭に助産師が訪問し、育児相談などに対する専門的な支援や簡易な家事等の援助を行う。

【その他事業】

事業名	
・母子保健訪問指導	・妊婦健康診査・健康相談事業 [再掲]

ウ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

母親が育児で孤立化することを防ぐため、父親や家庭、地域の育児能力を高めることや、育児中の親に対して温かな声かけのできる取組を推進するなど、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り支えていく地域づくりに努めます。

(ア) 医療、保健、福祉、地域との連携

関係機関・団体等と連携を図りながら、子育て中の家庭を支援します。また、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築・成熟に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子育て世代包括支援センター地域連携協議会の開催	地域における子育てに対する課題を共有するとともに、子育て世代包括支援センターのさらなる支援体制の充実を図るため、関係者で連携して必要な施策を検討する。
子どもすこやか安心ねつと事業 [再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。

【その他事業】

事業名	
・医療的ケアを必要とする障害児支援事業 ・子育て支援ネットワーク推進事業 [再掲]	

(イ) 地域における育児支援の推進

地域で活動している子育てグループ等を支援し、地域で子育てを支える環境づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
育児支援事業（自主グループ育成と支援）[再掲]	保健センターや地区公民館・福祉館等で活動している育児の自主グループの活動を支援する。
地域子育て支援センター事業 [再掲]	保育所等に子育て支援活動を行う職員を配置し、子育て親子の交流の促進や子育て親子に対する育児不安等について相談等を実施するとともに、地域の保育所等関係機関とも連携を図り、地域全体で子育てを支援する基盤を形成する。

【その他事業】

事業名	
・にこにこ子育て応援隊支援事業 [再掲] ・子育てサポーター養成事業 [再掲]	
・子育てサークル支援事業 [再掲] ・ふれあい子育てサロン事業への協力 [再掲]	

(ウ) 母子保健にかかわる関係者の研修会の実施

母子保健関係者等への研修会を開催します。

【主な事業】

事業名	事業概要
母子保健事業関係者研修会	開業助産師、産科医療機関、行政等、母子保健関係者向けの研修会及び連絡会を開催する。
訪問指導員研修会	「こんにちは赤ちゃん事業・子どもすこやか安心ねっと事業・乳幼児健康診査事業」のそれぞれの事業の目的に基づき、乳児及び保護者の健康管理の支援に関する知識や子育て支援に関する最新の情報や技術を学ぶ研修を開催する。
母子保健推進員役員研修会	地域の母子保健の支援に関わる母子保健推進員役員研修会を開催する。

【その他事業】

事業名
・母子保健サポーター養成講座

(ウ) 養育支援を必要とする乳幼児の早期発見・早期支援

新生児訪問や医療機関等との連携により、養育支援を必要とする乳幼児の早期発見に努め、関係機関と連携して早期支援につながるよう努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
未熟児の支援に関する連絡会	未熟児などの周産期母子を支援するための連携会議を開催する。
乳児家庭全戸訪問事業 [再掲]	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業 [再掲]	・乳幼児健康診査事業 [再掲]
・母子保健訪問指導 [再掲]	・産婦健康診査事業 [再掲]

(エ) 発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援

発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援のため、乳幼児健診等を通じて把握し、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもすこやか安心ねっと事業 [再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。
乳幼児健康診査事業 [再掲]	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなぐため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。

(オ) 保育所・幼稚園等との連携

保育所・幼稚園等に通う、支援が必要な子どもに対して、より専門的な支援につなげるため、巡回支援や訪問支援を行うとともに、発達支援事業所や学校と連携するなど、子どものライフステージに応じた支援につながるよう努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもすこやか安心ねっと事業〔再掲〕	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。
障害児通所等支援事業	障害児に対する療育として、児童発達支援や保育所等訪問支援などを実施し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
夢すこやかファイルの活用	相談支援ファイル「夢すこやかファイル」を活用することにより、移行期の連携を更に円滑にし、障害のある子どもの個々のニーズに応じた適切な指導・支援が受けられるようにする。

【その他事業】

事業名
・医療的ケアを必要とする障害児支援事業〔再掲〕



④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進

10代の性に関する健全な意識の醸成と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

ア 思春期の健康づくりと性教育の環境整備

社会環境を考慮し、子どもの健康と性に関する教育の推進、家庭における思春期学習や親子の対話が進むよう、保護者へ情報の提供を行います。

(ア) 生と性（命の大切さ、妊娠出産のしくみ、避妊、性感染症）の教育の推進

子どもの発達段階に応じて、命の大切さや人間尊重の精神などに基づく性教育を推進し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、保健・医療従事者等による専門的な指導や講演会を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
性に関する指導推進事業	性に関する問題に対応し、学校での性に関する指導を補完するために、専門の医師や助産師等により児童生徒及び保護者を対象に講演会を行う。
学校における性に関する指導の実施	児童生徒の発達段階に応じて、各学校の教育課程に沿った教育活動全体（教科や特別活動及び道徳）を通して教諭や養護教諭等が計画的に実施する。
ライフデザインセミナー開催事業	次世代を担う若者への意識啓発を行うため、大学生や新入社員を対象に、結婚・妊娠・出産・子育ての適切な情報提供を行うライフデザインセミナーなどを開催する。

【その他事業】

事業名
・保健センター等による講師（保健師・助産師）の派遣

(イ) 健康な生活習慣が身につくための情報の提供

飲酒、喫煙、薬物乱用防止のための教育や身体の健康について、正しい情報を提供します。

【主な事業】

事業名	事業概要
学校における飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の実施	児童生徒の発達段階に応じて、各学校の教育課程に沿った教育活動全体（教科や特別活動等）を通して教諭や養護教諭等が、計画的に実施する。学校保健担当者や養護教諭等に対して、研修会を実施する。また、学校薬剤師等を講師として招聘し、「薬物乱用防止教室」を実施する。

【その他事業】

事業名
・健康増進計画推進事業 [再掲]

イ 思春期相談の推進

思春期の心、体の成長に伴う悩みなどの相談や性感染症とその早期発見・治療のための相談の推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
性感染症予防と早期発見の啓発	性感染症予防のための啓発を行い、性感染症の予防、早期発見早期受診の勧奨を行う。
エイズ、性感染症の検査や相談	エイズや性感染症に関する検査や相談を実施する。
思春期特有の心の問題や健康に関する相談	思春期の児童生徒が抱える心や身体的悩みの軽減及び解決のために、健康観察等での児童生徒の心身の健康問題の早期発見・早期対応を図るとともに、組織的な保健指導や健康相談の充実を図る。

ウ 市民や関係機関への情報の提供と協力体制の構築

医療機関等との連携を図り、相互学習や定期的な情報交換の場を持つとともに、人材育成を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
エイズ、性感染症予防の市民への情報提供	エイズ・性感染症予防の市民への情報提供を行う。
感染症講演会	エイズ対策研修を実施する。
市学校保健フォーラム	学校関係者、保護者及び医師会等の関係団体が一堂に会し、児童生徒等の今日的な健康課題について実態把握や、情報交換を行い、連携を深める。

⑤ 食育の推進

「第三次かごしま市食育推進計画」に基づき、健全な食生活・食習慣、食の安全などの施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、妊娠期及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する指導を実施し、心と身体の健康づくりを推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊産婦や乳幼児の栄養指導、栄養相談	妊産婦健康相談、乳幼児健診、1歳6か月児及び3歳児健康診査、育児教室、育児相談、母親・父親になるための準備教室で栄養指導・栄養相談を行う。
保育所、幼稚園等における食に関する指導の実施	保育所、幼稚園等において、乳幼児の発育・発達に応じた食育を各園の特性を生かした計画を踏まえ、それぞれの園が適切に実践する。また、食育指導の充実を図るための各種研修会を開催する。
学校における食に関する指導の実施	児童生徒の発達段階に応じて、教科、特別活動、総合的な学習の時間、給食の時間など、学校の教育活動全体を通して、担任や栄養教諭等が教育課程に沿って計画的に実施する。

【その他事業】

事業名	
・「早寝早起き朝ごはん運動」の推進	・食育推進事業
・食育フェスタ開催事業	・地域食育推進事業
・かごしま環境未来館における環境学習に関する講座	

⑥ 小児保健医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策や予防接種の推進、歯科口腔保健の推進など、小児保健医療水準の向上に努め、疾病や障害の早期発見・対応を図ります。

ア 小児保健医療水準の向上

周産期を含む小児期全般にわたる医療体制の整備に努めるとともに、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

(ア) 小児保健医療体制の整備

救急医療など小児医療の推進に努めるとともに、医療体制の整備を図ります。また、乳幼児健康診査における育児支援の強化、関係機関との連携を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
救命救急センターや総合周産期母子医療センターの運営	県内全域を対象とした第三次救急医療機関として、計画的に医療機器の更新・新設を行うなど、重篤な救急患者の救急医療やリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等、母体及び胎児、新生児に対する周産期医療の充実を図る。
夜間急病センターの運営	初期救急医療機関として、夜間における急病患者に医療を提供する。
乳幼児健康診査事業 〔再掲〕	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなぐため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。

【その他事業】

事業名
・乳児家庭全戸訪問事業〔再掲〕 ・健康診査従事者の資質向上のための研修会の開催

(イ) 医療費負担の軽減

養育医療費等の給付や保険診療による医療費の一部を助成します。

【主な事業】

事業名	事業概要
こども医療費助成事業	中学3年生までのこどもの医療費の一部を助成する。
未熟児養育医療事業	未熟児に対し必要な医療費の一部を給付する。
自立支援医療費（育成）支給事業	身体に障害のある児童に対して専門的な医療により、児童の障害の回復と健全な発育を図る。

オ 歯科口腔保健の推進

妊婦及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた歯や口の健康維持に関する指導及び啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
乳幼児健康診査事業（歯科健診）	保健センターなどで実施する1歳6か月児及び3歳児健康診査において、歯科健診や歯みがき個別指導等を行う。
乳幼児歯の健康づくり事業	医療機関に委託して1歳児の歯科健診、保健指導、2歳児、2歳6か月児、翌年度に小学校入学を控えた幼児を対象に、歯科健診、フッ化物塗布を行う。
妊婦健康診査・健康相談事業（歯科健診）	母子健康手帳交付時にあわせて実施する妊産婦健康相談において、歯科健診や集団指導等を行う。

【その他事業】

事業名	
・育児相談における歯科相談と歯みがき指導	・学校における歯科口腔保健教育の実施



⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病医療費助成事業を着実に推進し、親が抱える不安の解消に努めるとともに、慢性疾病を抱える子ども及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に努めます。

ア 保護者の医療費負担の軽減

小児慢性特定疾病の医療費を給付します。

【主な事業】

事業名	事業概要
小児慢性特定疾病医療費 [再掲]	小児慢性特定疾病医療費助成制度に基づき、医療費を助成するとともに、指定医療機関や指定医師の指定を行う。

イ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の取組

慢性疾病を抱える子どもやその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、慢性疾病を抱える子どもの自立支援のため必要な事業に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
関係機関と連携した相談会の開催	小児慢性特定疾病をもつ児童とその養育する親等の日常生活を送る上での不安や悩みの軽減を図るため、家庭看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な内容について相談事業及び情報の提供等を行う。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相談支援事業）	小児慢性特定疾病をもつ児童及びその家族に対して、必要な情報提供や助言等を行うとともに、自立に向けた各種支援策の計画策定等を行う自立支援員を配置する。
慢性疾病児童等地域支援協議会の運営	慢性的な疾病を抱える子どもが将来自立することができるよう、行政、医療機関、教育機関、民間団体等で構成する協議会を運営し、地域の支援体制等について協議する。

⑧ 不妊や不育症に悩む方に対する支援の充実

特定不妊治療、不育症治療に要する費用の助成を実施するとともに、不妊専門相談センターにおいて、不妊治療・不育症に関する相談の推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の特定不妊治療について助成を行う。
不育症治療費助成事業	不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療等に要する費用について助成を行う。
不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センターにおいて情報提供・相談を実施する。

⑨ 指標及び目標一覧

NO	指 標	平成 30 年度	令和 6 年度 (目標値)
1	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.2%	0.0%
2	妊娠・出産について満足している親の割合	86.8%	88.0%
3	積極的に育児をしている父親の割合	62.3%	70.0%
4	乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	96.7% (※ 2)	100.0%
5	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.3%	96.0%
6	育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている親の割合	85.4%	95.0%
7	十代の人工妊娠中絶率 (※ 1)	9.4	6.5
8	むし歯のない3歳児の割合	81.7%	90.0%

※ 1 分母に15～19歳の女子人口、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算
(女子人口千対)

※ 2 令和元年度実績

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

◆現状と課題◆

- ・次世代の親の育成を目指し、ライフデザインセミナーを開催するなど、次世代を担う若者への意識の啓発に努めており、今後も若い世代への情報提供等を行う必要があります。
- ・児童生徒の学力は全国平均より高い状況にありますが、将来を担う子どもたちの豊かな感性と、自ら学び自ら考える力を育成しながら一人一人の個性を尊重し、そのよさや可能性を伸ばしていく教育を推進する必要があります。
- ・家庭や地域の教育力の向上を目指し、家庭教育学級や、家庭教育研究会、家庭教育に関する各種講座、学校支援ボランティア事業などに取り組んでいます。多様で高度な市民ニーズや学習相談に適切に対応できるように、地域住民や関係機関と更なる連携を図る必要があります。
- ・有害環境から子どもを守る対策の推進に努め、補導件数は年々減少傾向にありますが、情報機器端末の普及により、ネット型非行への対応も必要となっています。

◆施策の方向◆

子どもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。

また、「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を身に付け、個性あふれる子どもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育の充実に努めます。

さらに、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

※以下、記載されている「学校」は、幼稚園を含みます。

◆具体的取組◆

① 次世代の親の育成

男女が協力して、家庭を築き、子どもを生き育てることに夢を持てる社会の形成につながるような学習機会を提供するとともに、意識啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
ライフデザインセミナー 開催事業〔再掲〕	次世代を担う若者への意識啓発を行うため、大学生や新入社員を対象に、結婚・妊娠・出産・子育ての適切な情報提供を行うライフデザインセミナーなどを開催する。

【その他事業】

事業名
・学生による挙式プロデュース事業

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

ア 確かな学力の育成

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
少人数指導、習熟の程度に応じた指導などの指導方法改善の取組	小学校では算数、中学校では数学・英語等を中心に、少人数指導や習熟の程度に応じた指導、ティームティーチングを実施するなど、指導方法改善に引き続き取り組む。
教育の情報化推進事業	教科指導の充実やより分かりやすい授業の推進のため、鹿児島市教育情報ネットワークシステム（KEI ネット）の利用環境の充実や、整備したコンピュータ機器等の計画的な更新と維持管理を行い、児童生徒の情報活用能力を培うとともに、操作技能の向上を図る。
小学校における英会話活動の推進事業	英会話活動協力員を各小学校に派遣し、担任とのティームティーチングを実施させ、国際感覚と外国語によるコミュニケーション能力の素地を育む。

【その他事業】

事業名
・学力検査の実施事業

イ 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
市道徳教育研究会	道徳科の授業を通して、その意義の理解を図りながら指導法の工夫・改善を図るとともに、学校や家庭、地域の方々の協力による開かれた道徳教育の充実に資する。
フレンドシップ支援事業	市内5か所に設置しているフレンドシップ（適応指導教室）に、適応指導相談員、学習支援員、臨床心理相談員を置き、さらに心のパートナーを派遣することで、不登校や緊急避難の児童生徒のための居場所づくりや学校復帰のための支援を行う。

【その他事業】

事業名	
・教育相談の充実事業	・スクールソーシャルワーカー活用事業
・鹿児島芸術鑑賞事業	・「こころの言の葉」コンクール
・個性あふれる学校づくり推進事業	・かごしまメルヘン館等における読み聞かせ等の実施
・保育所、幼稚園等における絵本の読み聞かせ活動の推進	・読み聞かせ講師派遣事業
・「金の鈴」読み聞かせ会	・ふれてみよう！かごんま弁事業
・生物多様性学習推進事業	・学校版環境ISO認定事業

ウ 健やかな体の育成

幼児期における遊びや運動を一層奨励・推進するとともに、児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

さらに、幼児期からの健康教育を奨励・推進することで、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持するために必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けることができるよう努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
スポーツ少年団の育成	12ブロックでの交流大会、15競技種目別交流大会、年末クリーン作戦、ジュニアリーダースクール等を開催する。
運動部活動活性化事業	運動部活動の専門的な指導者を必要とする市立中・高等学校に外部指導者を派遣し、各学校の運動部活動の活性化と望ましい運営及び指導の充実を図る。
定期健康診断の実施と事後指導の充実	医師会、歯科医師会等の協力のもと、6月30日までに児童生徒の定期健康診断を実施する。有所見者に対しては治療勧告をするとともに、心臓、腎臓等の精密検査を行う。

【その他事業】

事業名
・学校保健担当者研修会、養護教諭等研修会 ・体育実技講習会 ・地域スポーツクラブの運営活性化 ・市民生き生きスポ・レクフェスタ

エ 信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
学校評価の推進	全ての学校で、自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校便りやホームページ等で公表する。
教職員等研修事業	経験に応じた研修、専門性を高める研修、職能に応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

【その他事業】

事業名
・ 保育所や幼稚園等と小学校との連携の推進

③ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働するとともに、家庭や地域の教育力を高め、社会全体の教育力の向上に努めます。

ア 家庭の教育力の向上

家庭教育に関するさまざまな情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談、専門的人材の養成や父親の家庭教育への参加促進など家庭教育に関する総合的な取組を関係機関と連携して行うとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
家庭教育学級	家族関係や家庭教育の在り方を身に付け、健全な子どもの育成を図ることを目的として、保護者への学習機会を提供するために、開設と運営を市内の各小・中学校に依頼する。
乳幼児期の家庭教育セミナー	幼稚園・保育園（所）と連携し、乳幼児を持つ保護者を対象とした「家庭教育セミナー」の実施を依頼する。
ブックスタート事業	0歳児とその保護者に絵本・絵本ガイド（0～3歳児向け）等を配布し、家庭での読み聞かせを通じて赤ちゃんの言葉と心を育むとともに、家族のあたたかい心の交流を支援する。

【その他事業】

事業名	
・ 明日の母親と父親のための家庭教育講座	・ 家庭教育支援員の養成研修への派遣
・ 家庭教育に関するプラザ講座の開設	・ 絵本ガイド配付
・ 親子読書教室や読み聞かせ講座の開催	・ 読み聞かせ講師派遣事業 [再掲]
・ 母親・父親になるための準備教室 [再掲]	・ 父親セミナー

イ 地域の教育力の向上

多様で高度な市民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるように、市内全域を学びの場として捉え、地域住民や関係機関との連携を図り、学習機会の一層の推進に努めます。

また、学校と地域とのパートナーシップの下に、学校支援ボランティア事業など地域で学校を支える体制づくりの推進、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供等により、地域の教育力の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
学校支援ボランティア事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員が子どもと向き合う時間の増加や住民等の学習成果の活用機会の拡充、地域の教育力の活性化を図ることを目的として実施する。
おやじの会活動支援事業	「チーム学校」の一員として大きな役割を果たしている保護者や地域住民の活動を充実させるため、運営や実技に関する研修会を実施するほか、学校と連携した親子体験活動に対する助成を行う。

【その他事業】

事業名	
<ul style="list-style-type: none"> ・少年自然の家事業 ・市民体力づくり事業 (親子ふれあい水泳教室) ・親子ふれあいウィーク ・桜島・錦江湾ジオパーク推進事業 ・かごしま環境未来館における環境学習に関する講座 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮川野外活動センター管理運営事業 ・海洋性スポーツ事業 ・夏休み親子体験学習教室 ・グリーン・ツーリズム推進事業 ・観光農業公園交流体験事業 ・地球を守るぞ！エコ保育所・幼稚園・認定こども園促進事業

④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、雑誌やテレビ、携帯電話等を介したインターネット上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力をして、取組を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
青少年補導センター事業	青少年の非行を防止し健全育成を図るため街頭補導、電話相談、青少年健全育成のための広報啓発活動等の事業を行う。
青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール	青色回転灯を整備した公用車7台によりパトロールを行う。

【その他事業】

事業名
・青少年問題協議会

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

◆現状と課題◆

- ・生活道路や市営住宅等の生活に密着した都市基盤施設などは、少子高齢化の進行や人口減少を見据えた、より効率的で効果的な整備と普及が求められています。
- ・少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、子育て世帯が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができる環境の整備を推進する必要があります。

◆施策の方向◆

子育て世帯の住宅の確保を図るため、市営住宅の整備や安心な住まいづくり、子どもの遊びの場の確保など、住みよい環境づくりに努めます。また、安心して子どもと外出ができるように、道路や公共交通機関、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための整備を支援します。

◆具体的取組◆

① 良質な住宅の確保

建替等にあたっては、家族構成に応じた多様な市営住宅の整備に努めます。また、子どものいる世帯に対する市営住宅における優先入居等を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
市営住宅建設事業 (子育て仕様住戸の整備)	低廉な家賃で賃貸する市営住宅の建設を行う際、その一部の住戸を子育て仕様として整備する。
市営住宅の募集における 子育て世帯枠の確保	空家募集の際、空家2戸のうち1戸を新婚・子育て世帯(小学生以下の子供のいる世帯)向け住宅として、別枠募集を行う。

【その他事業】

事業名	
・市営住宅ストック総合改善事業	・地域活性化住宅建設事業
・既存集落活性化住宅建設事業	

② 良好な居住環境の確保

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、安心な住まいづくりや、環境負荷の軽減に配慮した住まいづくり、子どもの遊び場の確保など住みよい環境づくりに努めるとともに、地域活動の活性化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
安全安心住宅ストック支援事業	既存住宅の安全性を確保し、良質なストックの形成を図るとともに、子育て世帯等の安心な住まいづくりを支援することにより、快適な生活の基盤づくりを促進する。
ゼロエネルギー住宅等整備促進事業	太陽光発電システムとホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）の併置などを行う市民等に対して助成する。
まちなか図書館（仮称）整備事業	千日町1・4番街区の再開発ビル内に「鹿児島市立まちなか図書館（仮称）」を整備する。

【その他事業】

事業名	
・都市公園再整備事業	・都市公園安心安全対策推進事業
・加治屋まちなかの杜公園（仮称）整備事業	・ちびっこ広場の整備

③ 安全な道路交通環境の整備

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動等に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
市道バリアフリー推進事業	「市道バリアフリー推進計画」に基づき、すべての人が安全かつ快適に歩行や移動ができるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等の整備を行う。
交通安全施設整備事業	事故の危険性の高い通学路等において、歩道整備や物理的デバイスの設置等の交通安全施設整備を行い、車両及び歩行者等の通行の安全を図る。
自転車走行ネットワーク形成事業	「鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画」に基づき、自転車の安全で快適な通行の確保や、自転車で走りやすいまちの実現に向けて自転車走行空間を整備する。

【その他事業】

事業名	
・幹線道路整備事業	・無電柱化推進計画事業

④ 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れ等全ての人安心して外出できるよう、バリアフリーのまちづくりを推進するとともに、公共施設等における多目的トイレや授乳室等の整備促進に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
新交通バリアフリー基本構想推進事業	高齢者・障害者団体の代表や学識経験者、施設設置管理者、公安委員会、市民等で構成する鹿児島市新交通バリアフリー基本構想推進協議会を開催し、構想に位置づけられた事業等の進捗管理を行い、構想の一体的かつ計画的な推進を図る。
公共施設のトイレや授乳室等の整備	公共施設の新設・改修等において、多目的トイレや授乳室など、妊産婦や乳幼児連れに配慮した施設を整備する。

【その他事業】

事業名	
・都市公園安心安全対策推進事業 [再掲]	・都市公園再整備事業 [再掲]

⑤ 犯罪等の被害から守るための環境の整備

犯罪を未然に防止するため、町内会等が行う防犯灯や街頭防犯カメラの整備を支援し、犯罪のない明るく住み良いまちづくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
防犯灯補助事業	夜間における犯罪防止と市民の通行の安全を図り、明るく住みよいまちづくりを推進するため、防犯灯を設置し、維持管理する町内会等に対し設置費及び電気料の一部を助成する。
街頭防犯カメラ設置費補助事業	地域住民による防犯活動を補完し、安心安全なまちづくりを推進するため、町内会等が行う街頭防犯カメラの設置に対し、設置費の一部を助成する。

【その他事業】

事業名	
・特設防犯灯設置事業	

(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進

◆現状と課題◆

- ・事業所における育児休業制度の導入状況は、約7割の事業所が就業規則などで制度を定めており、また、育児休業の取得率は約5割となっています。
- ・子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子育て支援施策の充実のみならず、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進し、子育て期間中を含めた男女の「働き方の見直し」を進め、仕事と生活の調和を実現することが必要です。

◆施策の方向◆

保育サービスや放課後児童健全育成事業等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進するとともに、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供を積極的に推進します。

◆具体的取組◆

① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、県、関係団体等と連携をとりながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	働きやすい職場づくりを進めるため、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るとともに、アドバイザーを無料で派遣して具体的な取組を支援する。
男女共同参画情報誌の発行	市民の男女共同参画に関する理解と認識を深めるとともに、男女共同参画センターに関する情報を発信し、男女共同参画社会の形成を図るため、男女共同参画情報誌「すてっぷ」を発行する。
イクボス推進会議開催事業	仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進するため、イクボス推進会議を開催するとともに、イクボス推進同盟への参加企業の増加等を図る。

【その他事業】

事業名	
・労政広報紙発行事業	・男女共同参画センター運営事業
・女性活躍推進事業	・にこにこ子育て応援隊支援事業 [再掲]

② 保育サービス等の提供のための基盤整備

待機児童解消策や放課後児童健全育成事業の積極的な推進等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
保育所等の整備 [再掲]	待機児童を解消するため、定員増等により認可保育所等の整備を行う。また、入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に定める提供量の維持を目的に、保育所等の耐震化整備及び老朽施設の改築整備を行う。
一時預かり事業 [再掲]	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かる保育所等や、在籍園児を通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対して、経費の補助を行う。
延長保育事業 [再掲]	保育認定を受けた児童について、認定時間以外に保育を実施した保育所等に対し補助を行う。
放課後児童健全育成事業 [再掲]	労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。
ファミリー・サポート・センター事業 [再掲]	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を推進することで、子育てに関する負担の軽減等を図る。

【その他事業】

事業名
・保育士・保育所支援センターの運営 [再掲] ・病児・病後児保育事業 [再掲]

(7) 子どもの安全の確保

◆現状と課題◆

- ・本市の交通事故や刑法犯認知件数は年々減少傾向にありますが、子どもが被害者となる事故・事件は依然として後をたたない状況であり、継続的な安全教育や見守り活動などを実施していく必要があります。
- ・WHO（世界保健機関）が推奨し、平成28年1月に国際認証を取得したセーフコミュニティにおける子どもの安全分野においては、その取組の輪が着実に広がっており、今後も関係団体等と協働して安全性向上のための取組を進める必要があります。

◆施策の方向◆

子どもを交通事故や犯罪等から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、セーフコミュニティに取り組み、子どもたちが安心安全に暮らせるまちづくりを推進します。

また、子どもが自らの安全を守る能力を育てる安全教育の充実を図るほか、いじめ、児童虐待、犯罪等の被害に遭った子どもへの支援を行います。

◆具体的取組◆

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚に努めます。

ア 交通安全教育の推進

子どもに対して、事故の実態やその年代に応じた交通安全教育の徹底に努めるとともに、保護者に対して、チャイルドシートの着用効果及び着用方法についての正しい理解を求め、正しい着用を促進します。

また、自転車の正しい乗り方、マナーの指導や自転車乗車時のヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の推進に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
交通安全教育の実施	交通安全の知識、技能の普及並びに意識の高揚を図るため、安心安全教育指導員を設置し、学校、幼稚園、保育園等において、交通安全教室を実施する。
チャイルドシート講習会	チャイルドシート講習会を開催し、チャイルドシートの正しい使用方法の習得や使用の普及を図る。
交通安全対策事業	交通安全の総合的な施策、計画の策定及び市民総ぐるみの交通安全運動を推進する。

【その他事業】

事業名	
・安全指導担当者研修会	・セーフコミュニティ対策事業（交通安全）

イ 登校・登園時等の交通安全の確保

児童通学保護員を配置して、登校・登園時における子どもの保護誘導と通行方法の指導を行います。また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童通学保護員設置事業	児童・園児の登校・登園時における交通の安全を確保し、児童等の保護誘導及び通行方法の指導を行うため、児童通学保護員を必要な箇所に配置する。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市民一人ひとりの防犯など様々な危険に対する意識の高揚・啓発や学校付近、通学路等の安全対策を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
防犯教室の実施	防犯の知識、技能の普及並びに意識の高揚を図るため、安心安全教育指導員を設置し、学校、幼稚園、保育園等において、防犯教室を実施する。
わがまち防犯力パワーアップ事業	防犯活動を行う団体等の相互連携の強化や防犯パトロールの活性化を図り、地域における自主的な防犯活動を促進するため、地区別防犯連絡会を開催するとともに、パトロール隊への活動支援を行う。
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	児童生徒の安全確保のために、地域安全指導員としてスクールガード・リーダーを委嘱・配置し、学校周辺や通学路等の巡回指導、スクールガード等や学校に必要な指導を行い、学校の安全体制の充実に努める。

【その他事業】

事業名	
・青少年補導センター事業〔再掲〕	・安全指導担当者研修会〔再掲〕
・青色防犯パトロール隊活動費補助事業	・防犯団体補助事業
・地域安心安全ネットワーク会議活動支援事業	・青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール〔再掲〕

③ 被害に遭った子どもへの支援

いじめ、児童虐待、犯罪等の被害に遭った子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する取組を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会の運営 [再掲]	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。
フレンドシップ支援事業 [再掲]	市内5か所に設置しているフレンドシップ（適応指導教室）に、適応指導相談員、学習支援員、臨床心理相談員を置き、さらに心のパートナーを派遣することで、不登校や緊急避難の児童生徒のための居場所づくりや学校復帰のための支援を行う。

【その他事業】

事業名	
・教育相談の充実事業 [再掲]	・スクールソーシャルワーカー活用事業 [再掲]

④ 子どもの安心安全な生活を確保するための活動の推進

安心安全まちづくり条例に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して、より積極的に安全性向上のための取組を進めるとともに、セーフコミュニティの取組の評価・検証を行いながら、継続して事故やけがの予防に取り組むなど、子どもの安心安全な生活を確保するための活動を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
セーフコミュニティ推進事業 セーフコミュニティ対策事業（子どもの安全） [再掲] セーフコミュニティ対策事業（学校の安全）	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、セーフコミュニティのさらなる周知や取組の全市的な展開を図る。 また、子どもの安全分野においては、子どもの事故・けが予防の情報発信や、子育て中の心のケアなど、子育て中の親への支援を行う。学校の安全分野においては、小学校では校内等でのけがの減少、中学校では運動部活動中のけがの減少に向けた取組を行う。
安心安全まちづくり事業	安心安全なまちづくりを総合的に推進するための「安心安全まちづくり推進会議」の運営や、安心安全まちづくりについての広報啓発などを行う。

【その他事業】

事業名	
・安心安全地域リーダー育成事業	・安心安全パートナーシップ事業

(8) 児童虐待対策の推進

◆現状と課題◆

- ・児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりではなく、児童が死に至るケースもあり、深刻な社会問題となっています。
- ・全国の児童相談所における児童虐待相談件数は、統計を取り始めた平成2年度以来増加を続け、平成29年度には13万件を超えており、県及び本市においても児童虐待相談件数・認定件数とも増加しています。
- ・本市においては、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を目的とした様々な事業を実施していますが、今後もそれらの施策を総合的に推進していく必要があります。

◆施策の方向◆

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、児童相談所の設置などの検討を進め、児童虐待対策の体制強化を図ります。

◆具体的取組◆

① きめ細やかな相談の実施

児童虐待に関する相談について、家庭児童相談室での相談や育児支援事業による各種相談など、きめ細やかな相談の実施により、保護者に対する適切な助言・指導を行うとともに、継続的な見守りを行うなど、再発の防止に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
家庭児童相談員設置事業	家庭における児童養育上の諸問題に対し、県中央児童相談所や児童委員等と連絡調整を図りながら助言指導等を行う。
育児支援事業（育児相談） [再掲]	保健センターや公民館等で定期的実施し、母と子の健康や育児に関する相談、子どもの身体測定を行うほか、参加者同士の交流を図る。

【その他事業】

事業名	
・利用者支援事業（基本型）[再掲]	・妊娠・出産包括支援事業 [再掲]

② 育児不安を抱える家庭への支援

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生子防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援 [再掲]	妊娠の届け出時面接や妊娠・出産や産後の子育ての相談を受けた保健・福祉機関、医療機関等の情報等から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整える。
乳児家庭全戸訪問事業 [再掲]	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
育児支援家庭訪問事業 [再掲]	子育てに対して、不安やストレスを抱えている家庭に助産師が訪問し、育児相談などに対する専門的な支援や簡易な家事等の援助を行う。

【その他事業】

事業名	
・スクールソーシャルワーカー活用事業 [再掲]	・育児支援事業（自主グループ育成と支援） [再掲]
・教育相談の充実事業 [再掲]	・地域子育て支援センター事業 [再掲]
・利用者支援事業（基本型） [再掲]	・セーフコミュニティ対策事業（子どもの安全） [再掲]
・児童センター運営事業 [再掲]	

③ 関係機関等との連携

要保護児童対策地域協議会において、県中央児童相談所などの関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。

また、民生委員・児童委員や保育所・幼稚園・認定こども園などの地域との連携により、児童虐待の恐れのある親子を見守り、支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会の運営 [再掲]	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。
関係機関への研修	児童虐待の早期発見と防止等を図るため、保育園、幼稚園、認定こども園、民生委員等の関係機関職員へ、児童虐待相談業務や対応等について研修を行う。

④ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

児童虐待についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童虐待防止対策事業	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、関係機関・団体等との連携を深めるとともに、児童虐待防止についての啓発活動等の事業を行う。
関係機関への研修 [再掲]	児童虐待の早期発見と防止等を図るため、保育園、幼稚園、認定こども園、民生委員等の関係機関職員へ、児童虐待相談業務や対応等について研修を行う。

⑤ 児童虐待対応の体制強化

児童相談所の設置など、児童虐待対応の体制強化の取組を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童相談所設置検討事業	新生児・妊産婦訪問事業や育児相談などの子育て支援の充実による育児環境の確保から虐待の早期発見・早期対応、一時保護や専門的な機関との連携による支援まで、子どもや家庭の状況を踏まえ、段階ごとの子育て支援を市で行えるように、児童相談所の設置などの検討を行い、体制強化の取組を進める。
子ども家庭総合支援拠点の設置	市独自の児童相談所設置に合わせて、国から令和4年度までに設置を求められている「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待対策の体制強化を図る。
要保護児童対策地域協議会の運営 [再掲]	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。

【その他事業】

事業名	
・関係機関への研修 [再掲]	・児童虐待防止対策事業 [再掲]

(9) ひとり親家庭の自立支援等の推進

◆現状と課題◆

- ・ひとり親家庭の貧困率は50%を超えるなど経済的に厳しい状況にあることから、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるような支援を行う必要があります。
- ・ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策に努める必要があります。

◆施策の方向◆

ひとり親家庭の自立と就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策について総合的な対策の実施を図ります。

◆具体的取組◆

① きめ細やかな相談の実施

ひとり親家庭の悩み等へのきめ細やかな相談を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
家庭児童相談員設置事業 [再掲]	家庭における児童養育上の諸問題に対し、県中央児童相談所や児童委員等と連絡調整を図りながら助言指導等を行う。

【その他事業】

事業名	
・ 婦人相談員設置事業	・ 母子家庭等就業支援講習会事業
・ 利用者支援事業（基本型）[再掲]	・ ひとり親家庭等総合相談会事業

② 子育てや生活に関する支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、家庭生活支援員の派遣を行うとともに、互いに情報交換・交流ができる場の提供等により、子育てや生活の支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、母子家庭等の生活の安定を図る。
ひとり親家庭等生活支援講習会事業	育児や健康管理などについて学習する生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子家庭等の相談に応じることにより、生活の中で直面する諸問題の解決や生活の安定を図る。

【その他事業】

事業名	
・保育所等の整備 [再掲]	・延長保育事業 [再掲]
・一時預かり事業 [再掲]	・病児・病後児保育事業 [再掲]
・放課後児童健全育成事業 [再掲]	

③ 就業に関する支援

雇用の促進を図るため、就業相談や就労のための講習会等を実施するとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるなど各面から支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
母子家庭等就業支援講習会事業 [再掲]	ひとり親家庭の就労に必要な知識技能を習得させるための講習会を開催する。
母子家庭等自立支援給付金事業	職業能力の開発のための講座を受講するひとり親家庭に対して、修了後に「自立支援教育訓練給付金」を支給する。 また、ひとり親家庭の就業に有利な資格の取得を促進するため「高等職業訓練促進給付金」を、修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 ひとり親家庭がより良い職に就くために高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講する場合、給付金を支給する。

【その他事業】

事業名
・ハローワークとの連携

④ 養育費の確保

養育費支払いについての社会的気運の醸成や養育費についての取決めの促進を図るために、広報・啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
母子・父子自立支援員設置事業 [再掲]	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
婦人相談員設置事業 [再掲]	婦人相談員が、婦女子の身上や生活相談及びその自立に必要な助言等を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談などを行う。

【その他事業】

事業名
・ひとり親家庭等生活支援講習会事業 [再掲]

⑤ 経済的な支援

児童扶養手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、各種貸付制度等により、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るとともに、児童の福祉の増進に寄与するため手当を支給する。
市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業	ひとり親家庭等の義務教育中の児童の保護者に対し、手当を支給し、これらの児童の福祉増進を図る。
母子・父子家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等の医療費の一部を助成する。
愛の福祉基金事業	篤志家からの寄付金を基金として積立て、その運用利息等で、母子・父子家庭等の児童が中学校へ入学したときに図書カードを贈呈し、その入学を祝い励ます。

【その他事業】

事業名	
・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	・母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業

(10) 障害のある子どもへの支援

◆現状と課題◆

・療育等の支援を必要とする子どもたちが年々増加し、障害のある子どもたちと保護者のニーズが多様化している中、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが健やかに成長し、また、保護者が安心して子育てできるよう、福祉サービス等による支援や、多様な教育・療育等の確保を図るための社会環境づくりが求められています。

◆施策の方向◆

乳幼児・就学前・就学中など成長の各段階における、早期の発見・相談、療育・援助など、障害のある子どもたちと保護者に対する、切れ目ない、きめ細かい支援により、障害のある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、社会環境の整備に努めます。

◆具体的取組◆

① 障害の早期の発見及び対応の推進

妊婦及び乳幼児健康診査や各種相談等の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、障害の早期発見、早期治療や療育、保護者の支援等に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもすこやか安心ねっと事業 [再掲]	関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。
ことばの発達指導事業	ことばの発達に支援が必要な幼児とその保護者に対して、相談・助言・指導を行う。

【その他事業】

事業名	
・妊婦健康診査・健康相談事業 [再掲]	・就学時健康診断
・乳幼児健康診査事業 [再掲]	・利用者支援事業（基本型）[再掲]

② 障害のある乳幼児への保育の推進

障害児通所支援事業所、保育所、幼稚園等において、障害児保育を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
障害児通所等支援事業 〔再掲〕	障害児に対する療育として、児童発達支援や保育所等訪問支援などを実施し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
障害児通所支援利用者負担軽減事業〔再掲〕	市独自の利用者負担軽減を図り、利用を促進するため、利用者負担額を無料とする。

【その他事業】

事業名	
・児童発達支援事業専門員加算等補助事業	・私立幼稚園障害児教育補助事業〔再掲〕
・発達障害児等家族支援補助事業	・私立保育所等補助事業〔再掲〕
・保育所、幼稚園での幼児保育（教育）相談	・医療的ケアを必要とする障害児支援事業〔再掲〕

③ 障害のある児童生徒への教育の推進

発達障害などの障害のある子どもについて、適切な教育を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
夢すこやかファイルの活用 〔再掲〕	相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」を活用することにより、移行期の連携を更に円滑にし、障害のある子どもの個々のニーズに応じた適切な指導・支援が受けられるようにする。
特別支援教育保護者支援事業	ペアレントトレーニングのインストラクターとして教職員を養成し、障害のある子どもへの接し方や対処方法を保護者とともに考え、子育てに関する不安や悩みを軽減する。

【その他事業】

事業名	
・特別支援教育体制推進事業	・障害児通所等支援事業〔再掲〕
・就学指導等推進事業	・発達障害児等家族支援補助事業〔再掲〕
・障害児通所支援利用者負担軽減事業〔再掲〕	・医療的ケアを必要とする障害児支援事業〔再掲〕

④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進

障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、補装具・日常生活用具の給付等を実施するとともに、介護をする家族の負担軽減を図るため、家庭へのホームヘルパーの派遣や施設での短期入所を実施します。

また、障害のある児童生徒が、放課後や夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるような活動を推進、支援するとともに、障害の状況に対応した情報の提供や友愛パスの交付などにより社会参加を促進します。

さらに、医療的ケアを必要とする子どもが適正な支援を受けられるように、保健、医療、福祉などの分野の支援機関の連携を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業	障害者を支える社会環境づくりを推進するため、身体・知的・精神及び発達障害を対象とした総合的な相談等を行う基幹相談支援センターを運営する。
医療的ケアを必要とする障害児支援事業〔再掲〕	医療的ケアを必要とする障害児が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を運営する。

【その他事業】

事業名	
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具給付事業 ・難聴児補聴器購入助成事業 ・補装具費支給事業 ・友愛パス交付事業 ・障害児通所支援利用者負担軽減事業〔再掲〕 ・放課後児童健全育成事業〔再掲〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス給付事業（居宅介護・短期入所） ・障害児通所等支援事業〔再掲〕 ・ゆうあいガイドブック作成事業 ・友愛タクシー券交付事業

⑤ 経済的な支援

障害の状況に応じ手当を支給するとともに、医療費を助成するなど福祉の増進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
障害児福祉手当支給事業	重度の障害のため、日常生活において介護を要する20歳未満の児童に手当を支給する。

【その他事業】

事業名	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当支給事業 ・市民福祉手当（重度障害児手当）支給事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者等医療費助成事業 ・重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業

(11) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

◆現状と課題◆

- ・本市では、鹿児島市配偶者暴力相談支援センターを拠点に、配偶者等からの暴力（DV）の予防と被害者支援に向けた取組を行っています。配偶者等間で何らかの暴力の被害経験がある市民の割合は、平成27年度調査で女性は4人に1人、男性は7人に1人に上り、また、10～20歳代の若者の交際関係でも同様の被害が発生しており、DVは非常に身近で深刻な問題といえます。
- ・子どもの目の前で行われるDVは子どもに心理的外傷を与える児童虐待であるという認識の広まりもあり、警察へのDV通報件数は増加傾向にあります。
- ・DVの防止に向け、DVの正しい理解と気づきを促進して被害者が適切な支援に繋がれるようにするとともに、早期からの予防啓発教育を充実することが必要です。

◆施策の方向◆

DVや、それが子どもに与える影響について正しい認識を持つための啓発に努めるとともに、相談窓口について広報・周知を図ります。

また、関係機関と密接に連携して、被害者やその子どもが心身を回復し、生活を再建できるよう支援する体制を整えます。

◆具体的取組◆

① きめ細やかな相談の実施

DVや、それが子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めます。

また、関係機関と密接に連携し、きめ細やかな相談の実施により、早期発見・早期対応に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
婦人相談員設置事業 [再掲]	女性の身上や生活の相談・助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談対応を行い女性保護を図る。
サンエールかごしま相談室の運営	女性相談員による女性のための総合相談、法律相談、心理相談及び男性相談員による男性相談を実施する。

【その他事業】

事業名	
・男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行	・関係機関相談員研修・意見交換会の開催
・カードサイズDVリーフレットの作成・配布	・DV防止庁内連絡会議の開催
・男性相談カードの作成・配布	・DV防止対策委員会の開催

② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

母子が配偶者等からの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行うとともに、暴力を受けた母子の自立を促進するために、母子の生活の場を提供し、社会的復帰に向けて、助言・指導を行います。

また、暴力を受けた母子のカウンセリングを行うなど、精神的な支援に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
県女性相談センターとの連携による一時保護の実施	県女性相談センターと連携し、配偶者等から暴力を受けている女性を一時的に保護する。
母子保護の実施	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と監護している児童を母子生活支援施設へ入所させ、母子保護を図る。
母子生活支援施設での自立支援（社会復帰促進）事業	母子生活支援施設を退所し、社会復帰した者を施設に招き、入所児童等との交流活動を行う。
子育て短期支援事業〔再掲〕	児童の保護者が疾病や育児疲れ、仕事などにより児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護するため、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と、夜間養護等（トワイライト）事業を実施する。

③ 若年者へのDV予防教育の実施

予防教育などの学習機会を通して子どもたちにDVやデートDV（交際相手等からの暴力）についての正しい情報を提供するとともに、子どもたちがお互いの人権を尊重して男女は対等な関係であることを理解し、DVの被害者にも加害者にもならないようにするための環境づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
デートDV講演会・若者による若者のためのデートDV講座の開催	DVの発生を未然に防ぐために、中学・高校・大学・専門学校生を対象に講演会やワークショップを実施する。
デートDV啓発誌の作成・配布	デートDVの特徴等をまとめた小冊子を市内の高校1年生全員に配布する。
命の教育	学校における性に関する指導において、児童生徒等へ生命尊重や男女の人間関係育成等の内容の指導を行う。

(12) 子育てに対する経済的支援

◆現状と課題◆

- ・子育ては喜びや代えがたい経験を得られる一方で、子育て家庭、特にひとり親家庭において、精神的、身体的な負担はもとより、保育料や教育費などの経済的負担も大きなものがあります。このため、子育てに伴う経済的負担の軽減、ひとり親家庭の経済的自立に努める必要があります。

◆施策の方向◆

各種手当の支給や医療費の助成、保育料の軽減等を図り、子育て家庭に対する経済的支援や、ひとり親家庭の自立に向けた日常生活支援に努めます。

◆具体的取組◆

① 各種手当の支給

子育て家庭の保護者を支援するため、各種手当を支給します。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校修了前までの児童を対象に児童手当を支給する。
児童扶養手当支給事業 [再掲]	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るとともに、児童の福祉の増進に寄与するため手当を支給する。

【その他事業】

事業名	
・市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業 [再掲]	・市民福祉手当（重度障害児手当）支給事業 [再掲]
・特別児童扶養手当支給事業 [再掲]	・障害児福祉手当支給事業 [再掲]

② 子どもやひとり親の医療費助成

子どもやひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成します。

【主な事業】

事業名	事業概要
こども医療費助成事業 [再掲]	中学3年生までのこどもの医療費の一部を助成する。
母子・父子家庭等医療費助成事業 [再掲]	母子・父子家庭等の医療費の一部を助成する。
重度心身障害者等医療費助成事業 [再掲]	重度心身障害者（児）及び合併障害者に対し、医療費を助成することによりこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図る。

【その他事業】

事業名	
・未熟児養育医療事業 [再掲]	・自立支援医療費（育成）支給事業 [再掲]
・小児慢性特定疾病医療費助成事業 [再掲]	

③ 保育料等の軽減

保育所等を利用する家庭に対し、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するとともに、その対象とならない世帯に対しても保育料を軽減することで、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化 [再掲]	子育てを行う世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の保育施設を利用する児童（3歳から5歳までの子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども）の保育料を無償化する。
保育料の軽減 [再掲]	幼児教育・保育の無償化の対象とならない家庭に対し、世帯の状況や所得に応じて保育料を軽減し、子育て世帯に対する経済的な負担軽減を図る。

【その他事業】

事業名
・障害児通所支援利用者負担軽減事業 [再掲]

④ 学校教育における助成

義務教育における学用品等の費用の一部を助成するとともに、高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与を行います。

また、教職員の研修、教材等の充実を図るため、私立高等学校に助成します。

【主な事業】

事業名	事業概要
就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、学用品費等の援助を行う。
奨学資金貸付制度	高等学校等の生徒を対象に奨学金の貸与を、高等学校等に入学する者の保護者に入学一時金の貸与を行う。
私立高等学校補助金	市内に所在する私立高等学校の教職員の研修又は教材等充実のため助成する。

【その他事業】

事業名	
・ 遠距離通学費補助事業	・ 安心安全通学費補助事業
・ 通級指導教室保護者交通費助成事業	